

第 1 条 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成 2 5 年豊明市条例第 3 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(略)	(廃止)

第 2 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊明市条例第 2 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 1 5 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 5 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊明市条例第 2 9 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第 1 6 条第 3 項及び第 4 項ただし書並びに第 2 5 条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 1 5 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 5 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊明市条例第 2 9 号）第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第 1 6 条第 3 項及び第 4 項ただし書_____中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>

第3条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年豊明市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（市長が定める職員を除く。）</p> <p>（4）・（5） （略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条_____に規定する条件付採用になっている職員（市長が定める職員を除く。）</p> <p>（4）・（5） （略）</p>

第4条 豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年豊明市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況の関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を_____除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） （略）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況の関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） （略）</p>

第5条 豊明市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和47年豊明市条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>こえない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>超えない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

第6条 豊明市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年豊明市条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、<u>給料の合計額の</u></p> <hr/> <hr/> <p>_____ 10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、<u>給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例 号）第11条から第13条までに規定する報酬の額を除く。）の</u>10分の1以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。</p>

第 7 条 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</u></p> <p>第 1 8 条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成 2 5 年豊明市条例第 3 5 号）に定めるところによる。</p>	<p><u>（パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）</u></p> <p>第 1 8 条 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、規則で定める。</p>

第 9 条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 3 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（時間外勤務手当）</p> <p>第 1 6 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条第 1 項の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）<u>以外の時間に勤務</u>することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間<u>以外の時間に勤務</u>した全時間について、勤務 1 時間につき、第 2 3 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 2 5 から 1 0 0 分の 5 0 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第 5 条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間<u>以外の時間</u>にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 3 8 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>5～7 （略）</p> <p><u>（非常勤職員の報酬等）</u></p> <p>第 2 5 条 <u>常時勤務を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）</u>に支給する報酬等については、第 2 条から前条までの規定にかかわ</p>	<p>（時間外勤務手当）</p> <p>第 1 6 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条第 1 項の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）<u>を超えて</u>勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間<u>を超えて</u>勤務した全時間について、勤務 1 時間につき、第 2 3 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 2 5 から 1 0 0 分の 5 0 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第 5 条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間<u>を超えて</u>した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 3 8 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>5～7 （略）</p> <p><u>（非常勤職員の給与）</u></p> <p>第 2 5 条 <u>常時勤務を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）</u>の給与は、任命権者が常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の</p>

<p>らず、<u>豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例(平成25年豊明市条例第35号)</u>に定めるところによる。</p>	<p><u>範囲内で支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の常時勤務を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>
---	--

第10条 豊明市職員の旅費に関する条例（昭和48年豊明市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（以下この条例において職員とは、市長、副市長及び<u>一般職の職員を</u>_____いう。）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号から第5号又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（以下この条例において職員とは、市長、副市長及び<u>一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）を</u>_____いう。）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第2号</u>_____から第5号又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 （略）</p>

豊明市職員の給与に関する条例（昭和 47 年条例第 34 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（勤勉手当）</p> <p>第 21 条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）（略）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第 21 条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）（略）</p> <p>3～6（略）</p>

豊明市職員の給与に関する条例（昭和 47 年条例第 34 号）新旧対照表（第 2 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 20 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第 20 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 26 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>第 20 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 20 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第 20 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第 26 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>第 20 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員 (法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 20 条の 3 (略)

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) (略)

2 (略)

3 (略)

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員 _____
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 20 条の 3 (略)

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) (略)

2 (略)

3 (略)

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった

行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

(勤勉手当)

第 21 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における市長が規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総

行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

(勤勉手当)

第 21 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における市長が規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総

額

(2) (略)

3～6 (略)

(休職者の給与)

第 26 条 (略)

2～4 (略)

5 法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前 4 項に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に 規定する期間内で、第 20 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは第 20 条第 1 項の規定により市長が規則で定める日に当該各項の 例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

額

(2) (略)

3～6 (略)

(休職者の給与)

第 26 条 (略)

2～4 (略)

5 法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で、第 20 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し _____、又は死亡したときは第 20 条第 1 項の規定により市長が規則で定める日に、それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

豊明市職員の給与に関する条例（昭和 47 年条例第 34 号）新旧対照表（第 3 条関係）

現行	改正後（案）
<p>(住居手当)</p> <p>第 14 条（略）</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 <u>12,000 円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第 15 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 <u>12,000 円</u> を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額</u>の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額 <u>23,000 円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>12,000 円</u> を控除した額を超えない範囲内で</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第 14 条（略）</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 <u>16,000 円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第 15 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 <u>16,000 円</u> を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額</u>の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額 <u>27,000 円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>16,000 円</u> を控除した額を超えない範囲内で</p>

市長が規則で定める額

イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員
 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円) を 11,000 円に加算した額を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(2) (略)

(勤勉手当)

第 21 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～6 (略)

市長が規則で定める額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員
 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円) を 11,000 円に加算した額を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(2) (略)

(勤勉手当)

第 21 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95

_____ を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～6 (略)

豊明市職員の旅費に関する条例（昭和 48 年豊明市条例第 31 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（旅費の支給）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 職員又は遺族が次の各号の 1 _____ に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条第 2 号から第 5 号又は第 29 条第 1 項各号の規定により退職等となった<u>場合には</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）がその出発前に次条第 3 項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者 _____</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 職員又は遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号 _____ 又は第 29 条第 1 項各号の規定により退職等となった<u>ときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む _____。）がその出発前に次条第 3 項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることが</p>

が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

できる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

豊明市立保育所設置条例（昭和49年豊明市条例第11号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
沓掛保育園	豊明市沓掛町森元4番地	沓掛保育園	豊明市沓掛町森元4番地
青い鳥保育園	豊明市三崎町高鴨1番地1	青い鳥保育園	豊明市三崎町高鴨1番地1
二村台保育園	豊明市二村台3丁目1番地1	二村台保育園	豊明市二村台3丁目1番地1
館保育園	豊明市栄町西大根30番地273	館保育園	豊明市栄町西大根30番地273
中部保育園	豊明市新田町門先10番地10	中部保育園	豊明市新田町門先10番地10
内山保育園	豊明市栄町内山67番地5	内山保育園	豊明市栄町内山67番地5
東部保育園	豊明市沓掛町柿ノ木3番地	栄保育園	豊明市新栄町二丁目333番地
栄保育園	豊明市新栄町二丁目333番地	南部保育園	豊明市栄町坂畑100番地
南部保育園	豊明市栄町坂畑100番地	西部保育園	豊明市間米町鶴根1212番地66
西部保育園	豊明市間米町鶴根1212番地66		

議案第91号参考資料

豊明市道路占用料条例（昭和61年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める額とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>別表（第2条関係）</p> <p>道路占用料</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、愛知県道路占用料条例（昭和43年愛知県条例第8号）別表に定める年額とする。ただし、年額の定めがないものについては、月額に12を乗じて得た額とし、年額及び月額の定めがないものについては、日額に365を乗じて得た額とする。</p> <p>別表 削除</p>

第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

【別記1】

現行

占有物件の種類	区分	単位	占有料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	910
	第2種電柱	1本1年につき	1,400
	第3種電柱	1本1年につき	1,900
	第1種電話柱	1本1年につき	820
	第2種電話柱	1本1年につき	1,300
	第3種電話柱	1本1年につき	1,800
	その他の柱類	1本1年につき	82
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	800
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	490
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,600
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	690
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,600

		き	
	<u>その他のもの</u>	占用面積1平方メートル1年につ	<u>1,600</u>
		き	
<u>法第32条第1項第2号に掲げる物件</u>	<u>外径が0.07メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>34</u>
	<u>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>49</u>
	<u>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>73</u>
	<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>98</u>
	<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
	<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>340</u>
	<u>外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>490</u>
	<u>外径が1.0メートル以上のもの</u>	長さ1メートル1年につき	<u>980</u>
<u>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</u>		占用面積1平方メートル1年につ	<u>1,600</u>
		き	
<u>法第32条第1項第5号に掲げる施設</u>	<u>上空に設ける通路</u>	占用面積1平方メートル1年につ	<u>1,300</u>
		き	
	<u>地下に設ける通路</u>	占用面積1平方メートル1年につ	<u>770</u>
		き	
	<u>その他のもの</u>	占用面積1平方メートル1年につ	<u>1,600</u>
		き	

法第32条第1項第6号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	2,600
令第7条第1号に掲げる物件	看板	表示面積1平方メートル1年につき	2,600
	標識	1本1年につき	1,300
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	2,600
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル1年につき	1,600
令第7条第4号から第13号までに掲げるもの		占有面積1平方メートル1年につき	2,600

(集合住宅の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、集合住宅においては、その管理者を受益者とみなす。この場合において、分担金の額は、176,200円 にあらかじめ許可を受けた戸数を乗じて得た額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第6条 下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、区域外流入をする土地 に係る受益者ごとに、前2条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により分担金を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納付期限等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(分担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。

(分担金の減免)

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長 は、区域外流入をする建築物に係る受益者ごとに、前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納付期限等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(分担金の徴収猶予)

第6条 市長 は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(分担金の減免)

第7条 国又は地方公共団体が公共の用に供している建築物については、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者
(延滞金)

第9条 管理者は、第6条の納付期限までに、分担金を納入しない者があるときは、当該分担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を徴収するものとする。

2・3 (略)

4 管理者は、受益者が納付期限までに分担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合には、第1項の延滞金を減免することができる。

第10条 (略)

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している建築物に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している建築物に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している建築物に係る受益者
- (4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる建築物に係る受益者
(延滞金)

第8条 市長は、第6条の納付期限までに、分担金を納入しない者があるときは、当該分担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を徴収するものとする。

2・3 (略)

4 市長は、受益者が納付期限までに分担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合には、第1項の延滞金を減免することができる。

第9条

別表（第4条関係）	
水道メーター口径等	1水道メーター当たりの分担金額
φ13mm	176,200円
φ20mm	420,100円
φ25mm	656,100円
φ30mm	945,800円
φ40mm	1,683,400円
φ50mm	2,630,000円
φ75mm	5,919,400円
井戸水	176,200円